

佐賀県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鷹島肥前線	官公有無番地先（長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立一六〇六番一地先）から 唐津市肥前町星賀字辰入甲二一七六番一地先まで 唐津市肥前町星賀字行田山乙五七二番一地先から 唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五五七番一地先まで	平成二二・三・三〇